

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る税財政措置を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金においても適切な財政措置を講じること。
2. 新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の策定に当たっては、近年の雪寒都市における局地的かつ集中的な降雪を踏まえ、冬期の交通確保に万全を期するとともに、雪寒指定道路の指定拡大を図り、除雪、防雪及び凍害防止事業に係る財政措置を拡充すること。
3. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除排雪に対する支援策を講じること。